

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑦〕

贈与税の改正について

Q 平成27年 1月 1日以降の贈与税の課税制度の概要について教えてください。

A 贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に、「相続時精算課税」を選択することができます。

平成25年度税制改正において、税率構造や相続時精算課税の適用要件が平成27年 1月 1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税から変わります。

I 「暦年課税」

暦年課税は、受贈者がその年 1年間（1月 1日～12月31日）に贈与を受けた財産の合計額を基に

贈与税額を計算するもので、贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額について、下記の速算表により計算します。

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の 2月 1日から 3月15日までにしなければなりません。（表）

II 「相続時精算課税」

この制度は、「暦年課税」に代えて、贈与時にはこの制度に係る贈与税額（特別控除額：累積2,500万円、税率一律20%）を納付し、その後、その贈与者の相続開始時には、この制度を適用した受贈財産の価額と相続または遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から、既に納付したこの制度の贈与税額を控除した金額を納付する（あるいは還付を受ける）ことにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができるものです。

1 適用対象者

贈与者及び受贈者についてそれぞれ一定の

基礎控除後の課税価格	現 行		平成27年 1月 1日以降			
	税率	控除額	一般税率		特例税率	
			税率	控除額	税率	控除額
～200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
400万円超～600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超～			55%	640万円	55%	640万円

*特例税率の適用

直系尊属（父母や祖父母）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1月 1日において20歳以上の者に限る）について適用されます。この税率の適用がある財産を「特例贈与財産」といい、一般税率を適用される財産を「一般贈与財産」といいます。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

要件があります。

(1) 贈与者（父母又は祖父母）

贈与をした年の1月1日において60歳以上（現行：65歳以上）である者

(2) 受贈者

贈与者の子である推定相続人及び孫のうち、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者（現行：贈与者の推定相続人で20歳以上の者）

2 適用対象となる財産等

贈与財産の種類（贈与によって取得したものとみなされる財産を含む）、贈与財産の価額（金額）並びに贈与回数に関する制限はありません。

3 適用手続き

受贈者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に以下の書類を贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して納税地の所轄税務署長に提出します。

相続時精算課税選択届出書（贈与者ごとに作成）

受贈者の戸籍謄本等一定の書類

受贈者は、贈与者ごとに相続時精算課税を選択できますが、いったん選択すると選択した年以後その贈与者が亡くなるまで継続して適用され、暦年課税に変更することはできませんので注意が必要です。

III 計算事例（平成27年1月1日以降贈与）

受贈者 子（25歳）

贈与者 父（62歳）1年目 1,000万円、
2年目 1,000万円、
3年目 1,000万円

相続時精算制度を選択。

母（61歳）1年目 400万円

相続時精算課税は選択しない。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

1 贈与税の計算

父からの贈与税額計算

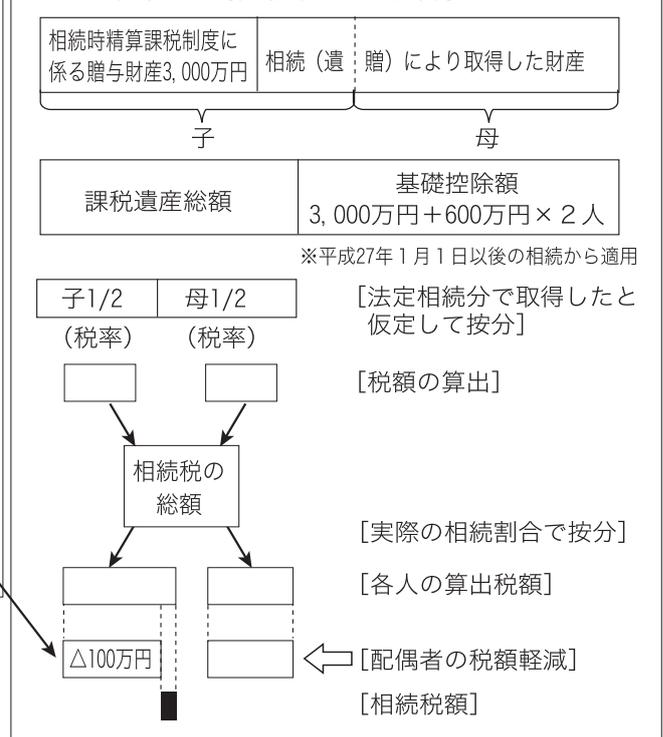
課税価格	1年目 贈与財産 1,000万円	2年目 贈与財産 1,000万円	3年目 贈与財産 1,000万円
特別控除額	特別控除額 1,000万円	特別控除額 1,000万円	特別控除額 500万円
最大	繰り越し 1,500万円	繰り越し 500万円	
特別控除後の課税価格	なし	なし	500万円 × 一律20%
贈与税額	なし	なし	100万円

母からの贈与税額計算 1年目
(400万円 - 110万円) × 15% - 10万円 = 33.5万円

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

2 相続時（相続税額の計算）



環境ISO14001認証取得
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/

市場直送、こだわりの海鮮料理。



海鮮魂

き志久

松本市野溝東1丁目1-37 水曜定休日
☎0263-88-3398 11:00~14:30(ランチLO) 17:00~20:30(LO)